

G7 データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合 生成 AI に関する声明（仮訳）

2023年6月21日

1. 我々、G7 データ保護・プライバシー機関（DPA）は、データ保護・プライバシーの観点から、生成 AI 技術の最近の動向及び課題について議論するために会合した。
2. 生成 AI 技術の急速な開発及び導入、世界中でその利用の広範な普及、並びに様々な分野での採用が進む中、我々は、生成 AI が適切に開発されて規制されなければ、プライバシー・データ保護、その他基本的人権に対してリスク及び潜在的な損害をもたらす可能性があるとの懸念が高まっていることを認識する。この点に関して、我々は、AI 関連の法、規則、政策及び基準が「人間中心であり、人権と基本的自由の保護、プライバシーと個人データの保護を含む民主的価値に基づくべきである」という立場を強化した 2023 年 4 月の G7 デジタル・技術閣僚宣言を歓迎する。
3. 我々は、様々な管轄区域が AI に特化した法律及び政策の開発を続けているが、現行法が生成 AI 製品及び利用に適用されることに留意する。
4. 我々は、生成 AI ツールに関連して、プライバシー・データ保護のリスクが生じる可能性のある主要な分野の懸念に注意を促すものとする。同分野には、以下が含まれるが、これらに限定されるものではない。
 - 以下の事項に関連した、個人情報の処理、特に、未成年者・子どもの個人情報の処理に関する法的権限
 - 生成 AI モデルの訓練、検証及びテストに利用されるデータセット
 - 個人による生成 AI ツールとの対話
 - 生成 AI ツールによって生成されたコンテンツ
 - 以下を目的とした脅威及び攻撃から保護するための安全保護措置
 - 生成 AI モデルを逆転させ、モデル訓練に利用されたデータセット内において当初処理された個人情報を抽出又は再現すること
 - 他のプライバシー・データ保護要件の遵守を促進するために設計された措置の効果を失わせること
 - 生成 AI ツールによって生成された個人情報が以下のとおりであることを確保するための軽減措置及びモニタリング措置

- 正確、完全、かつ最新であること
- 差別的、違法な、その他の不当な影響を受けないこと
- 生成 AI ツールの運用において、公開性・説明可能性を促進する透明性に関する措置、特に、当該ツールが個人に関する意思決定やその支援を行うために利用される場合の透明性に関する措置
- 生成 AI ツールのプライバシー・データ保護要件の遵守を評価するための、開発のライフサイクルを通じた技術文書の作成
- これらのシステムによる影響を受ける個人、又はこれらのシステムと対話を行う個人が、生成 AI ツールに関連して、以下に関する権利行使を確保するための技術的及び組織的措置
 - 自己の個人情報へのアクセス
 - 不正確な個人情報の修正
 - 自己の個人情報の削除
 - 重大な影響を及ぼす自動化された決定のみに従うことの拒否
- AI のサプライチェーンにおいて、主体間の適切な水準の責任を確保する説明責任の措置。特に、生成 AI モデルが相互に構築される場合の説明責任の措置
- 特定されたタスクを遂行するために必要な範囲にのみ、個人データの収集を制限すること

5. 我々は、G7 内の最近の動向に留意する。特に、我々は、イタリアのデータ保護機関（Garante）が、現在も継続中の調査活動の枠組みの中で、一般データ保護規則（GDPR）及びその国内法に違反する可能性があるため、生成 AI を利用するサービスをイタリア国内で一時的に停止したが、イタリア当局による命令に従って当該サービスに対する透明性及び個人の権利において改善が実施された後、その停止が解除されたことを想起する。我々は、テクノロジー企業が法的要件及び DPA のガイダンスに細心の注意を払い、適切な場合には、テクノロジー企業と DPA の間で緊密なコミュニケーションを図ることが、プライバシーその他基本的人権の認識・保護を確保するため、生成 AI の製品及びサービスに関する責任ある設計、開発及び導入に寄与することを強調する。さらに、以下のような G7 DPA による様々な継続中の行動に注目する。

- 各国法制に基づいて生成 AI の調査を行うこと及び規制上の通知を発出すること
- 専門のタスクフォースなどを通じ、あり得る執行活動に関する協力及び情報共有を促進すること

- データ保護・プライバシー遵守のためのベストプラクティスに関するガイドランスなど、AIに関する情報を提供すること
 - 規制サンドボックスによることを含め、革新的な AI ベースのプロジェクト・主体を支援すること
6. 開発者・提供者は、「プライバシー・バイ・デザイン」の考えに基づき、生成 AI 技術を利用する新たな製品及びサービスに関する設計、構想、運用及び管理にプライバシーを組み込み、プライバシー影響評価において行った自らの選択と分析について文書化すべきである。特に、開発者・提供者は、既存の法を遵守しなければならないが、また、データ最小化、データ内容、目的明確化、利用制限、安全保護措置、透明性、個人データの収集及び利用について情報の提供を受ける権利を含むデータ主体の権利、並びに、説明責任など、適用可能であり国際的に遵守されているデータ保護・プライバシーの主要原則を遵守すべきである。また、開発者・提供者は、そのシステムの導入者・採用者もデータ保護・プライバシーの義務を遵守することができるようにすることを確保するための措置を講じるべきである。
7. G7 DPA は、倫理的、法的、社会的及び技術的観点から、生成 AI に関連した個人データ保護の課題について、さらなる議論及び連携が必要であることに同意し、G7 DPA ラウンドテーブルの下、先端技術作業部会及び執行協力作業部会において、生成 AI に関連するプライバシー保護の最善の方法を引き続き探求する。また、我々は、他の国際フォーラムで行われる生成 AI に関する議論に貢献し、データ保護・プライバシーの課題に細心の注意を払う必要性を強調する。